



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 丸藤シートパイル株式会社
代表者名 代表取締役社長 志村 孝一
(コード番号 8046 東証第2部)
問合せ先 執行役員経部長 浅田 耕一
(TEL 03-3639-7641 代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 67 回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社事業の現状に即し事業内容の整備と明確化を図るとともに、今後の業容の拡大に伴う新たな事業展開に備えるため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を追加・変更するものであります。

さらに、平成27年5月1日に施行された改正会社法において、定款の定めにより業務執行取締役でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役および監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第26条第2項（取締役の責任免除）および第35条第2項（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、第35条第2項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 建設用資材の販売、賃貸、修理および加工 (2) <u>土木、建築、とび・土工および鋼構造物工事の請負ならびに施工</u> (3) <u>上記各号に附帯する業務</u> (新 設)	(目 的) 第 2 条 当社は、 <u>国内外において</u> 次の事業を営むことを目的とする。 (1) 建設用資材の販売、賃貸、 <u>修理、製作および加工</u> (2) <u>土木建築工事の設計施工および請負</u> (3) <u>建物、構造物の解体工事</u> (4) <u>建設に関するコンサルタント業</u> (5) <u>運送業</u> (6) <u>倉庫業</u> (7) <u>建物、設備、機器装置の保守管理および清掃業</u> (8) <u>機械器具の賃貸および販売</u> (9) <u>一般廃棄物、産業廃棄物の収集、運搬、保管、処分および再生</u> (10) <u>発電および売電に関する事業</u> (11) <u>障害福祉サービスに関する事業</u> (12) <u>農産物、海産物の生産、加工および販売</u> (13) <u>造園、園芸および緑化に関する事業</u> (14) <u>内外物資の輸出入および販売</u> (15) <u>不動産の売買、賃貸および仲介</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第3条～第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第423条第1項について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第27条～第34条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除) 第35条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(16) <u>コンピューターを利用したソフトウェアの開発および販売</u></p> <p>(17) <u>損害保険代理業、旅行者代理業および労働者派遣業</u></p> <p>(18) <u>上記各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>第3条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除) 第26条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く)</u>との間で、会社法第423条第1項について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第27条～第34条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除) 第35条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月26日(金曜日) 予定

定款変更の効力発生日

平成27年6月26日(金曜日) 予定

以 上